

整備項目表（道路）

路線名		所在地	
延長距離			

1 歩道等

整備基準		図面及び歩道等の名称又は番号（記号）	設計内容	判定
歩道等を設ける場合には、次の整備基準に適合させること。			(歩道等) ・ 有 ・ 無	
歩道等の構造	滑りにくり仕上材		(仕上材)	
	平坦な路面の確保			
	車いす使用者が円滑に通行できる幅員の確保		(幅員) m	
	排水溝に適切な溝ふたの設置		(排水溝の有無) ・ 有 ・ 無 (溝ふたの構造)	
	すりつけは、車いす使用者の通過に支障とならない構造		・ 歩道の巻込部の歩道と車道 ・ 横断歩道の歩道と車道 ・ 横断歩道の中央分離帯と車道	
	線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設		平面図に敷設箇所を記入し、使用するブロックのカタログ等を添付してください。	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面及び歩道等の名称又は番号（記号）」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。ただし、判定の欄が「\」になっている場合には、記入の必要はありません。

2 用語の説明

- (1) 「線状ブロック等」とは、視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起があり、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいいます。
- (2) 「点状ブロック等」とは、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起があり、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいいます。

2 立体横断施設

整備基準		図面及び立体横断施設の名称又は番号(記号)	設計内容	判定
立体横断施設を設ける場合には、次の整備基準に適合させること。			(立体横断施設) ・ 有 ・ 無	
立体横断施設の構造	粗面又は滑りにくり仕上材		(仕上材)	
	回り段を設けない。		(回り段) ・ 有 ・ 無	
	両側に手すりを設置		・ 階段 ・ 傾斜路 ・ 踊り場	
	線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設		平面図に敷設箇所を記入し、使用するブロックのカタログ等を添付してください。	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面及び立体横断施設の名称又は番号(記号)」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。ただし、判定の欄が「\」になっている場合には、記入の必要はありません。

2 用語の説明

「立体横断施設」とは、横断歩道橋及び地下横断歩道をいいます。

3 案内標示

整備基準	図面及び案内標示の名称又は番号（記号）	設計内容	判定
公共施設等の案内標示の整備		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
案内標示を設ける場合には、高齢者、障害者等に配慮した案内標示を設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	

(注意) 記入方法

「図面及び案内標示の名称又は番号（記号）」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。

4 その他の設備

整 備 基 準	図面及びその他の設備の名称又は番号（記号）	設 計 内 容	判定
ベンチの設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	

(注意) 記入方法

「図面及びその他の設備の名称又は番号（記号）」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。